

食料物資-1 防災倉庫及び水防センターの備蓄状況(非常食等)

(令和5年7月1日現在)

		中央・北			東		西		南			小計	
品目	賞味期限	けやき小	総合運動場	北郷小	毛野中	富田中	葉鹿小	水防センター	山辺小	筑波小	協和中		
米 (個)	アルファ米(白飯)	2019.6~2024.6	350	400					1,850		1,900	1,300	5,800
	アルファ米(わかめ)	2019.6~2024.6										1,100	1,100
	アルファ米(白飯)	2020.3~2025.7	2,100		1,950	2,000						2,000	8,050
	アルファ米(味付) ハラル対応食	2021.3~2026.7					3,000	2,000		2,000			7,000
	アルファ米(五目) ハラル対応食	2022.2~2027.2		1,450	2,000	1,500			1,000		500	1,500	7,950
	アルファ米(白飯)	2023.3~2028.7				600		1,700		1,700			4,000
	アルファ米(わかめ) ハラル対応食	2023.3~2028.7	1,000	700		300		1,100				700	3,800
	合計		3,450	2,550	3,950	4,400	3,000	4,800	2,850	3,700	2,400	6,600	37,700
	白飯		2,450	400	1,950	2,600	0	1,700	1,850	1,700	1,900	3,300	17,850
	味付		1,000	2,150	2,000	1,800	3,000	3,100	1,000	2,000	500	3,300	19,850
備蓄割合		9.2%	6.8%	10.5%	11.7%	8.0%	12.7%	7.6%	9.8%	6.4%	17.5%	100.0%	
備蓄目安 (R5.7.1現在各地区人口割)		26.0%			13.3%		26.1%		34.6%			100.0%	
保存水(Q) * 本数に換算する場合は 1.5Qで割り戻す。	2019.8~2024.8							288		240		1,188	1,716
	2020.3~2030.5	1,164		564									1,728
	2021.3~2031.5		660			360							1,020
	2022.2~2032.2				336		420		840	360			1,956
	2023.2~2033.2						1,200	420					1,620
	合計		1,164	660	564	336	360	1,908	420	1,080	360	1,188	8,040
	備蓄割合		14.5%	8.2%	7.0%	4.2%	4.5%	23.7%	5.2%	13.4%	4.5%	14.8%	100.0%
備蓄目安 (R5.7.1現在各地区人口割)		26.0%			13.3%		26.1%		34.6%			100.0%	
ドライミルク(缶)	2023.2~2024.7	40							40			80	
アレルギー対応ドライミルク(缶)	2023.2~2024.7	16							8			24	

食料物資-2 防災倉庫及び水防センターの備蓄状況（資機材等）

（令和5年7月1日現在）

品目			合計	コンテナ型防災倉庫										小計
				中央・北			東		西		南			
				けやき小	総合運動場	北郷小	毛野中	富田中	葉鹿小	水防セ	山辺小	筑波小	協和中	
共通	避難所用物品 避難所用配布物品一覧 のとおり)	1式	37	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	8
	救護・衛生物品 (救護・衛生物品配置 表のとおり)	1式	37	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	8
ベッド	エアーマット	台	187	10	0	3	6	6	6	2	6	3	6	48
	段ボールベッド	台	372	8	0	10	6	10	5	0	10	10	6	65
	折り畳みベッド	台	185	4	0	4	4	4	4	0	4	5	4	33
毛布・ マット	災害用毛布	枚	2,401	88	100	100	90	50	100	230	100	100	60	1,018
	簡易ブランケット	枚	2,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
	敷きマット	枚	740	20	0	20	20	20	20	10	20	20	20	170
	ロールシート20m	巻	75	2	0	2	2	2	2	1	2	2	2	17
間仕切	間仕切用テント①	張	748	12	0	16	16	13	16	18	12	12	8	123
	間仕切用テント②	張	185	5	0	4	8	8	4	0	4	4	4	41
	避難所用間仕切 (段ボール製)	個	22	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	22
トイレ	トイレセット (20回分テント付)	台	240	5	0	8	5	5	5	0	5	5	5	43
	ボックストイレ (5セット薬剤無)	個	74	5	10	5	5	1	10	0	1	7	0	44
	スケットトイレ	箱	85	6	8	17	7	0	5	7	1	7	1	59
	トイレトーパー	個	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	安心トイレ	個	9	0	0	4	0	0	0	5	0	0	0	9
衛生物品	ウェットティッシュ	個	91	5	0	0	5	5	5	0	0	0	0	20
	アルコール除菌シート	個	108	5	0	0	5	5	5	0	0	0	5	25
	ペーパータオル	セット	91	2	0	0	2	36	2	13	0	0	2	57
	タオル50個入	箱	37	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	7
	箱ティッシュ	個	83	0	0	0	0	60	0	0	0	0	5	65
	カットメン	箱	25	0	0	0	0	0	6	13	6	0	0	25
	ステラーゼ(ガーゼ)	箱	13	0	0	0	0	0	0	12	1	0	0	13
	ハンドソープ	個	139	5	0	0	5	5	5	0	24	0	5	49
	消毒液	本	75	2	17	0	2	2	2	7	0	0	9	41
	マスク	箱	13	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6
	生理用品	個	686	54	36	54	54	290	36	54	36	36	36	686
	ゴミ袋黒色(45ℓ)	箱	26	9	10	1	1	0	1	0	1	1	0	24
	ビニール袋(3ℓ)	包	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
炊出し	非常炊き出しレンジ	台	9	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	ザル	個	13	3	3	2	0	0	0	0	1	2	2	13

品目	台	合計	コンテナ型防災倉庫											
			中央・北			東		西		南			小計	
			けやき小	総合運動場	北郷小	毛野中	富田中	葉鹿小	水防セ	山辺小	筑波小	協和中		
電気・放送関係	コードリール	台	15	1	1	1	2	0	0	7	1	1	1	15
	投光器	台	25	3	3	3	3	0	3	3	3	2	2	25
	発電機	台	9	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9
	燃料タンク	個	15	0	1	1	1	0	1	9	1	1	0	15
	トランシーバー	個	6	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	6
	ハンドマイク	個	15	1	1	1	1	0	2	6	1	1	1	15
救急・救助関係	救急医療セット	箱	57	1	6	6	6	0	7	6	5	10	10	57
	ソフトシーネ固定具	箱	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	救命ロープ	個	8	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	8
	担架	台	96	26	24	5	5	0	4	7	5	10	10	96
	リヤカー	台	15	3	2	3	2	0	1	0	2	1	1	15
	ライフジャケット	個	40	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	40
	災害救助工具セット	個	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	チェンソー	台	11	1	1	1	1	0	1	4	1	0	1	11
	一輪車	台	8	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	8
	バケツ	個	81	5	14	12	10	0	10	0	20	0	10	81
	資機材ボックス	個	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	ウォーターバルーン	個	5	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	5
	防水シート	枚	489	60	138	106	72	0	36	20	30	0	27	489
	浄水器	台	9	1	0	1	1	0	1	3	1	1	0	9
	足踏みポンプ	個	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	石油ファンヒーター	台	22	0	10	0	0	12	0	0	0	0	0	22
	テント（屋外用）	張	17	2	1	1	1	0	1	8	1	1	1	17
	折りたたみ椅子	脚	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10
折りたたみ机	脚	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	

その他備蓄品状況

場所	品目	数量	
運総 場動合	アルミトレイ(個)	2	
	絆創膏(箱)	10	
富田中	赤ちゃんおしりふき 50枚入り(個)	20	
	トイレトペーパーダブル(ロール)	124	
	アルコールスプレー(本)	36	
	赤ちゃんのおむつBIG76枚入(個)	5	
	赤ちゃん おむつL 44枚入(個)	2	
	大人おむつM 30枚入(個)	1	
	大人おむつL 26枚入(個)	1	
	乾電池単2(本)	1	
山辺小	放水機(機)	1	
水防センター	紙テープ(箱)	1	
	救急袋(袋)	3	
	ポール(本)	300	
	マットレス(枚)	79	
	トラベルマット(枚)	100	
	軍手(箱)	5	
	2輪キャスター(台)	2	
	紙コップ(個)	300	
	雨合羽(着)	50	
	消臭スプレー(箱)	12	
	コーンバー虎柄(本)	20	
	カラーコーン(台)	27	
	防災ベスト(着)	50	
	二輪キャスター(台)	2	
	ヘルメット(個)	9	
	かま(本)	10	
	レンチ小(本)	10	
	ナタ(本)	18	
	皮手袋(双)	60	
	加重プレート(枚)	15	
	木製ハンマー(本)	10	
	つるはし(本)	10	
	ノコギリ(大)	7	
	ノコギリ(中)	10	
	レンチ大(本)	7	
	スコップ大(本)	10	
	ハンマー(本)	10	
	ブルーシート大(枚)	1	
	カラーコーン寅(個)	20	
	生涯学習セ	ビブス各色(着)	300
		枕(個)	4
		2.20ポット(台)	1
さいこう	床シート(巻)	9	
	模造紙(枚)	20	
	地区寄贈段ボールベッド(セット)	10	
第二中	2輪キャスター(台)	2	
	模造紙(枚)	20	
富田小	布製パーテーション(式)	4	

食料物資-4 災害応急食料供給申請書

栃木県知事様 足利市長 印 災害応急食料供給申請書 次のとおり災害救助のため主要食糧の配給が必要でありますので、承認下されたく申請します。	足防災第 号 平成 年 月 日					
応急配給を必要とする理由						
所要品目・数 量						
所要数量の算定基礎	種 目	配給対象人員	配 給 基準量	1日当り配給必要量	配給予定日数	配給必要総量
	り 災 者 用		1食 200g×3			
	配給機関がり災したときの配給用		1日 400g			
	災害対策従事者用		1食 300g×3			
	計					
そ の 他						

食料物資-5 災害救助用米穀の引渡要請書

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長）

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 2 1 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 1 1 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

（注）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

食料物資-6 生活必需品等調達先

区分	名称	所在地	電話番号	備考
総括	足利商業連合会	有楽町835	(41)1354	商工会議所
衣料品	足利ファッション協同組合	田中町32-11	(71)9991	
寝具類	アキレス(株)(製造)	借宿町668	(71)1112	
	足利綿友会	山川町968	(41)7549	春山寝具店
雑貨類	島田商事(株)	有楽町843	(41)6118	
	和久井商店(株)	通二丁目2756	(21)2181	
	(株)池沢屋本店	通四丁目2805	(21)2430	
	足利粧友会	通二丁目2750	(21)0948	クシヤ化粧品店
食器類	足利アルミ工業振興会(製造)	通三丁目2757	(21)1354	商工会議所内
	足利金物卸協同組合	西砂原後町1141-7	(41)6195	長島商事
	足利金物商組合	通5丁目3194	(21)2266	小此木銅鉄店
	足利陶磁器商組合	通一丁目2670	(41)2285	斉藤陶磁器店
燃料類	栃木県石油商業組合足利支部	伊勢町一丁目1-8	(41)7371	漆原油店
	栃木県エルピーガス協会足利支部	大町15-2	(41)3036	
履物類	足利市履物商組合	通二丁目2754	(21)4540	遠藤履物店
	足利靴同業組合	緑町一丁目3332	(21)8015	塩原靴店
	アキレス(株)	借宿町668	(71)1112	

食料物資-9 災害時における飲料供給に関する協定書（サントリーフーズ㈱）

災害時における飲料供給に関する協定書

足利市（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲において災害が発生した場合、乙の保有する飲料供給の協力について定める。

（定 義）

第2条 この協定で災害とは、地震、風水害等により、応急対策及び復旧対策が必要となったときを指す。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を飲料供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに飲料供給要請書を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙は供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を供給可能数量報告書（第2号様式）により甲に連絡するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第4条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（1） ミネラルウォーター

（2） その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第5条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲が指定した者を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

（費 用）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は災害時緊急連絡体制表（第3号様式）のとおりとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年12月25日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145
足利市

足利市長 大豆生田 実

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-9
サントリーフーズ株式会社関東・甲信越支社

関東甲信越支社長 高橋 稔

災害時における物資の供給等に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と足利市農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して円滑に物資を供給し、以って市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して保有する購買品等の優先供給及び運搬に対する協力について積極的に努めるものとする。

2 乙は、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として、乙の所有または管理する別表に定める施設の駐車場等を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した災害時の物資供給等要請書（別記様式第1号）を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で同要請書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに同要請書を提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

(1) 米、野菜等応急食糧

(2) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡すとともに、災害時の物資供給等報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

なお、当該引渡し及び災害時の物資供給等報告書の提出を以って、甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第6条 前条2項による受渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価及び費用を遅滞なく速やかに乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の取引市場向け及び顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定する

ものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成28年6月23日

栃木県足利市本城三丁目 2145 番地

甲 足利市

足利市長 和泉 聡

栃木県足利市弥生町 20 番地

乙 足利市農業協同組合

代表理事組合長 石橋 孝雄

食料物資-11 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、物資を円滑に被災者等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給の協力を要請することができる。乙は、この要請に対して、優先供給及び運搬に対する協力について積極的に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、物資の供給についての協力を乙に要請するときは、原則として物資供給協力要請書（別記様式第1号）に物資名、数量、規格、引渡場所、期日等を具体的に明示して、乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請に基づく物資の供給の可否について、速やかに甲に報告するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲の要請により、乙が甲に供給する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙または乙の指定するものによる運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が指定地までの運搬を行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、物資の引渡しとともに、原則として物資供給等報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。なお、当該引渡し及び報告書の提出を以って、甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（費用の負担）

第6条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第10条 本協定の内容は、甲乙協議の上、変更することができる。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月2日

栃木県足利市本城3丁目2145

甲 足利市

足利市長 和泉 聡

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎

食料物資-12 災害時における物資調達に関する協定（セツカートン株式会社）

災害時における物資調達に関する協定

足利市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、足利市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。
なお、品目については、甲、乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

- （1） 段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2） その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 物資の運搬、引渡しは、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。ただし、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 乙は、前項のただし書の物資運搬の協力の求めがあったときは、協力できない特別の理

由がない限り、協力するものとする。

(経費の支払)

第7条 物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の額は、災害発生の前時における適正な額を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに甲に資料を提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容で疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申出がないときは、同条件でこの協定を更新するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する

令和元年8月30日

甲 栃木県足利市本城三丁目 2145 番地

足利市

足利市長 和 泉 聡

乙 兵庫県伊丹市東有岡五丁目 33 番地

セツカートン株式会社

代表取締役社長 丹 羽 俊 雄

食料物資-13 災害時における食料及び生活必需品等の確保に関する協定(とちぎコープ生活協同組合)

災害時における食料及び生活必需品等の確保に関する協定

足利市（以下「甲」という。）と、とちぎコープ生活協同組合（以下「乙」という。）は、甲において、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、住民が食料及び生活必需品等（以下「食料等」という。）を供給する必要があるが生じた場合、乙が保有する食料等を甲に優先的に供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の要請）

第1条 甲は、災害時において乙の保有する食料等の供給の必要があるときは、乙に対し、災害応急物資等供給要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、災害応急物資等供給要請書を提出するものとする。

（供給の協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から食料等の供給の協力要請を受けたときは、乙の保有する食料等を積極的に甲に供給するものとする。

（食料等の運搬）

第3条 供給する食料等の運搬については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取）

第4条 食料等の引渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は当該場所へ職員又は甲が指定した者を派遣し、乙の災害応急物資等の供給報告書（第2号様式）等により食料等を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（食料等の範囲）

第5条 乙は供給可能な食料等を常に把握するとともに、甲に定期的に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第1条に規定する協力要請により、乙が供給した食料等に関する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な取引価格等により、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定により決定された費用について請求されたときは、速やかにその支払いをするものとする。

（法令の遵守）

第8条 この協定の施行にあたっては消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）や、その他の法令を遵守するものとする。

（協議等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（実施日）

第10条 この協定は21年12月25日から実施する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年12月25日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145
足利市

足利市長 大豆生田 実

乙 栃木県宇都宮市川田町858
とちぎコープ生活協同組合

理事長 五味 洵 満

食料物資-14 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社ヨークベニマル）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及び株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資供給協力要請書（様式第1号）」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資供給協力要請書（様式第2号）」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給等報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第 8 条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 9 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡担当者届 (様式第 3 号)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練への参加)

第 10 条 乙は、甲から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由がない限りこれに協力するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 7 月 1 3 日

甲 栃木県足利市本城三丁目 2145 番地
足利市
足利市長 早川 尚 秀

乙 福島県郡山市谷島町 5 番 42 号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 真船 幸 夫

食料物資-15 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社フレッセイ）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及び株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資供給協力要請書（様式第1号）」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資供給協力要請書（様式第2号）」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給等報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡担当者届(様式第3号)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由がない限りこれに協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年7月13日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
足利市長 早川尚秀

乙 福島県郡山市谷島町5番42号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 真船幸夫

災害時における物資の供給等に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第6条 前条2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく速やかに乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成24年1月24日

栃木県足利市本城三丁目2145番地

甲 足利市

足利市長 大豆生田 実

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号

乙 株式会社マミーマーケット

代表取締役社長 岩崎 裕文

食料物資-17 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株カインズ）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

足利市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するもの

とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月12日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地
足利市
足利市長 大豆生田 実

乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社カインズ
代表取締役社長 土屋 裕 雅

災害時における物資の供給に関する協定書

足 利 市

株式会社カワチ薬品

災害時における物資の供給に関する協定書

足利市（以下、「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、甲が行う災害救助に必要な物資（以下、「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認める時は、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 足利市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき
- (2) 災害時応援協定等に基づき、甲が他自治体に対し、物資支援を行う必要があるとき

2 要請の方法は、甲から乙に対し、「物資供給に関する要請書（別紙様式1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の範囲）

第3条 前条の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品、日用品、衣料品、医薬品
- (2) その他甲が指定する物資で、乙が供給できる商品

（物資の供給）

第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく物資供給の要請を受けたときは、速やかに供給するよう努めるものとする。

- 2 物資等の引渡しは、原則として乙が指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、甲の指定する場所において引渡すものとする。
- 3 乙は、前項の規定により物資供給を実施した場合は、甲に対し、「物資供給報告書（別紙様式2）」によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 4 物資等の引渡しの際は、甲の職員が立ち会い、物資を確認するものとする。

(物資の数量)

第5条 甲は、物資調達にあたり必要がある場合、乙に対し供給できる数量について照会することができるものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、調達した物資等の代金及び輸送に要した費用を負担する。ただし、乙が無償での提供を申し出た場合はこの限りではない。

なお、費用の算出方法については、要請時点の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、前項の費用について、乙の請求後、速やかに支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第7条 甲及び乙は、担当者及び緊急連絡先について「連絡担当者届（別記様式3）」により互いに報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日より令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5(2023)年12月15日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地
足利市
足利市長 早川尚秀

乙 栃木県小山市大字卒島1293番地
株式会社カワチ薬品
代表取締役社長 河内伸二